

## 正誤訂正と制度改定に伴う追補について

法律情報出版株式会社

『ビジネス必携 外国人の入国・在留手続』に一部誤りがございました。また、在留資格「技術」に係る上陸許可基準・告示等の制度改定が行われましたので、「正誤」についてはお詫びのうえ訂正させていただくとともに、追加情報をお届けします。

| ページ | 行数   | 項目   | 改訂前          | 改訂後          |
|-----|------|------|--------------|--------------|
| 62  | 4    |      | 厚生大臣         | 厚生労働大臣       |
| 115 | 24   |      | 90日又は15日     | 90日、30日又は15日 |
| 121 | 13   | 中国関係 | 【資料1】をご覧ください |              |
| 158 | 最終行  |      | (3)          |              |
| 159 | 2~23 |      | (4)~(9)      | ~            |
| "   | 17   |      | (6)          |              |
| "   | 28   |      |              |              |
| 177 | 1    |      | 在留期間変更許可申請   | 在留期間更新許可申請   |
| "   | 3    |      | 在留資格変更許可申請   | 在留期間更新許可申請   |
| 196 | 8    |      | 年月1回出頭       | 月1回出頭        |
| 追補  |      |      | 【資料2】をご覧ください |              |
| "   |      |      | 【資料3】をご覧ください |              |

【資料1】

| 中国関係 |  |   |
|------|--|---|
|      | <p>(1) 短期商用等<br/>           招へい理由書<br/>           滞在予定表<br/>           身元保証書<br/>           招へい機関に関する資料<br/>             法人登記済機関の場合<br/>               法人登記簿謄本<br/>             法人未登記機関の場合<br/>               会社・団体概要説明書<br/>               案内書又はパンフレット等機関の概要が明らかとなるもの</p>   | <p>国、地方公共団体は不要<br/>           発行後3か月以内のもの</p> <p>いずれか一方で可</p>   |
|      | <p>(2) 親族・知人訪問<br/>           招へい理由書<br/>           滞在予定表<br/>           身元保証書<br/>           身元保証人に関する資料<br/>             日本人の場合<br/>               住民票謄本<br/>               自動車運転免許証<br/>               在職証明書<br/>               営業許可証<br/>               市町村税課税(納税)証明書<br/>               国税納税証明書(様式その2)<br/>               確定申告書控(税務署受領印のあるもの)<br/>             外国人の場合<br/>               「外交」「公用」「永住者」の在留資格を有し、現に日本に在留中であるもの<br/>               「教授」「芸術」「宗教」「報道」「投資・経営」「法律/会計業務」「医療」「研究」「教育」「技術」「人文知識/国際業務」「企業内転勤」「技能」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」の在留資格を有し、現に日本に在留中であるもの</p> | <p>招へいする在日親族・知人が作成すること</p> <p>全部事項証明、発行後3か月以内のもの<br/>           表裏両面の写し</p> <p>総所得金額が記載されているもの<br/>           (源泉徴収票は不可)</p> <p>被扶養者を除く</p> <p>在留期間「3年」で在留中のもの<br/>           「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」の場合には被扶養者を除く</p> |

|  |   |  |
|--|---|--|
|  | <p>登録原票記載事項証明書<br/> 在職証明書<br/> 営業許可証<br/> 市町村税課税（納税）証明書<br/> 国税納税証明書(様式その2)<br/> 確定申告書控（税務署受領印のあるもの）<br/> 申請人と招へい人との関係を示す写真・手紙等<br/> 招へい人に関する資料<br/> 日本人の場合<br/> 住民票謄本<br/> 自動車運転免許証<br/> 在職証明書<br/> 営業許可証<br/> 外国人の場合<br/> 登録原票記載事項証明書<br/> 在職証明書<br/> 営業許可証</p> | <p>発行後 3 か月以内のもの<br/> } いずれか一方で可<br/> } 総所得金額が記載されているもの(源泉徴収票は不可)<br/> 「知人訪問」の場合のみ必要<br/> 招へい人と身元保証人が異なる場合のみ必要<br/> 全部事項証明、発行後3か月以内のもの<br/> 表裏両面の写し<br/> } いずれか一方で可<br/> 発行後 3 か月以内のもの<br/> } いずれか一方で可</p> |
|--|---|--|

【資料2】

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部改正

(平成13年12月28日法務省令第79号 平成13年12月28日施行)

表の「法別表第1の2の表の技術の項の下欄に掲げる活動」中「基準」欄に掲げる活動の項に次のただし書を加える。

「ただし、申請人が情報処理に関する技術又は知識を要する業務に従事しようとする場合で、法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する試験に合格し又は法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する資格を有しているときは、1に該当することを要しない。」

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の技術の在留資格に係る基準の1号の特例を定める件

(平成13年12月28日法務省告示第579号)

最終改正 平成14年7月19日法務省告示当第302号(平成14年7月19日施行)

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号)の表の法別表第1の2の表の技術の項の下欄に掲げる活動の項の下欄のただし書の規定に基づき定める情報処理技術に関する試験は次の第1号から第3号まで及び第6号に定めるものとし、情報処理技術に関する資格は第4号及び第5号に定めるものとする。

- 1 情報処理技術者試験の区分等を定める省令(平成9年通商産業省令第47号)の表の上欄に掲げる試験のうち次に掲げるもの
  - イ システムアナリスト試験
  - ロ プロジェクトマネージャ試験
  - ハ アプリケーションエンジニア試験
  - ニ ソフトウェア開発技術者試験
  - ホ テクニカルエンジニア(ネットワーク)試験
  - ヘ テクニカルエンジニア(データベース)試験
  - ト テクニカルエンジニア(システム管理)試験
  - チ テクニカルエンジニア(エンベデッドシステム)試験
  - リ 情報セキュリティアドミニストレータ試験
  - ヌ 上級システムアドミニストレータ試験
  - ル システム監査技術者試験
  - ヲ 基本情報技術者試験
- 2 平成12年10月15日以前に通商産業大臣が実施した情報処理技術者試験で次に掲げるもの
  - イ 第一種情報処理技術者試験
  - ロ 第二種情報処理技術者試験

- ハ 特種情報処理技術者試験
  - ニ 情報処理システム監査技術者試験
  - ホ オンライン情報処理技術者試験
  - ヘ ネットワークスペシャリスト試験
  - ト システム運用管理エンジニア試験
  - チ プロダクションエンジニア試験
  - リ データベーススペシャリスト試験
  - ヌ マイコン応用システムエンジニア試験
- 3 平成8年10月20日以前に通商産業大臣が実施した情報処理技術者試験で次に掲げるもの
- イ 第一種情報処理技術者認定試験
  - ロ 第二種情報処理技術者認定試験
  - ハ システムアナリスト試験
  - ニ システム監査技術者試験
  - ホ アプリケーションエンジニア試験
  - ヘ プロジェクトマネージャ試験
  - ト 上級システムアドミニストレータ試験
- 4 シンガポールコンピューターソサイエティ（SCS）が認定するサーティファイド・IT・プロジェクト・マネージャ（CITPM）
- 5 韓国産業人力公団が認定する資格のうち次に掲げるもの
- イ 情報処理技師（エンジニア・インフォメーション・プロセッシング）
  - ロ 情報処理産業技師（インダストリアル・エンジニア・インフォメーション・プロセッシング）
- 6 中国信息产业部電子教育中心が実施する試験のうち次に掲げるもの
- イ 系統分析員（システム・アナリスト）
  - ロ 高級プログラマー（ソフトウェア・エンジニア）
  - ハ プログラマー（プログラマ）

平成13年2月に、わが国とインド政府の間でインドのIT技術者資格認定制度「DOE-ACC(Department of Electronics, Accreditation of Computer Courses)」について協議がなされたが、このなかのO、A、B、Cの4つのレベルについて、

- ・ Aのレベルとわが国の情報処理技術者試験の「基本情報技術者試験」とが相互認証された。
- ・ A、B、Cの3つのレベルの資格取得者がインドの大学院への入学資格を有していることから、「技術」に係る基準省令第1号に規定する学歴要件に適合する。

として上陸を許可する取り扱いがなされている。

【資料3】

出入国管理及び難民認定法第2条第5号口の地域を定める政令の一部改正

出入国管理及び難民認定法第2条第5号口の地域を定める政令（平成10年政令第178号）が平成14年10月23日政令第314号により次のとおり改正され、即日施行された。

「出入国管理及び難民認定法第2条第5号口の政令で定める地域は、台湾並びにヨルダン川西岸地区及びガザ地区とする。」